

臓器移植の環境整備に関する意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念があり、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで国際移植学会は、平成20年5月に、各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだとする主旨の臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下・心肺停止後の臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は112人となっている。

しかし、平成29年12月末日時点における臓器移植希望者数が、心臓で663人、肺で349人、肝臓で333人、腎臓で12,449人となっているなど、臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、逗子市議会は国に対し、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について、負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において、臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
- 6 国外で臓器移植を受ける患者は、臓器源を法的に証明する場合に限り、国の医療ケアを受けることができるよう講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月1日

逗子市議会